

～産後の育児をサポートします～

小城市産後ケア事業

産後のお母さんが、ゆっくりと心身を休めながら、安心して子育てができるよう、助産師などの専門家がサポートをしています。

【利用できる方】

小城市に住所(住民票)がある出産後1年未満のお母さんと
赤ちゃん

※感染症の症状がなく医療行為の必要がない方に限ります。
※施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。



ケアの内容

- お母さんの休息・身体的・心理的ケア
- 授乳支援
- 育児についての相談(抱き方やおむつ交換、沐浴等)

産後ケアの種類と利用料

■ 利用の上限

3つのサービスを通算して、最大7回(泊)まで

ショートステイ (宿泊型)

実施施設に泊まって
ケアを受けます。

利用料

5泊目まで 5,000円
6・7泊目 7,500円
※1 食事代別(3食)

利用時間

1泊2日

デイサービス (通所型)

実施施設に通い、
日帰りでケアを受けます。

利用料

5回目まで 2,500円
6・7回目 5,000円
※1 食事代別(1食)

利用時間

6時間～7時間

アウトリーチ (訪問型)

助産師がご自宅に訪問し、
自宅でケアを受けます。

利用料

5回目まで 2,500円
6・7回目 5,000円

利用時間

2時間～3時間

※1 食事代、利用時間は、実施施設によって異なります。小城市役所ホームページをご参照ください。

※ 生活保護・市民税非課税世帯の方は、利用料が免除されます。
(食事代等実費は免除されませんので自己負担となります)

※ 多胎児の方は、赤ちゃん一人当たり1,500円加算があります。
(ショートステイ・デイサービスについて加算されます)

小城市ホームページ



→利用方法は裏面へ

■ 利用までの流れ

利用の申請 ・ 利用登録

- 1.小城市こども家庭課にお電話ください。(0952-37-6107)
- 2.申請のお手続き
小城市こども家庭課(こども家庭センター)においでください。(平日 8:30~17:15)
【持ってくるもの】
① 母子健康手帳 ②本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
② 世帯全員の所得課税証明書もしくは課税証明書
- 3.「産後ケア事業利用券」を交付(郵送)します。(発行に **1週間**ほどかかります)
- 4.利用の予約
利用希望の施設へ連絡し、希望するケアの内容や日程をご相談ください。



産後ケア利用

- 5.産後ケアの利用
利用中は施設の指示に従ってください。
【準備するもの】 ①産後ケア事業利用券 ②母子健康手帳
③ご自身とお子様のマイナンバーカード ④子ども医療費受給者証
⑤実施施設から指示のあった持ち物(おむつ、ミルク、パジャマなど)

■ ショートステイ(宿泊型)・デイサービス(通所型)実施施設

(R8.4.1 現在)

実施施設名	住所	連絡先	宿泊型	通所型	受け入れ月齢
内野産婦人科	佐賀市	0952-23-2360	○	○	宿泊：4か月未満 通所：6か月未満
おおくま産婦人科	佐賀市	0952-31-6117	○	○	2か月未満
池田産婦人科	佐賀市	0952-47-3541	○	○	2か月未満
久保田レディースクリニック	唐津市	0955-73-3445	○	○	4か月未満
たなバクリニック産科婦人科	唐津市	0955-74-4171	○	○	4か月未満
内山産婦人科	伊万里市	0955-23-3241	○	○	3か月未満
南ヶ丘クリニック	伊万里市	0955-22-1135	○	○	3か月未満
かたふち産婦人科	白石町	0952-84-6133	×	○	2か月未満
八木産婦人科	武雄市	0954-36-3600	×	○	3か月未満

■ アウトリーチ(訪問型)実施機関

訪問できる助産師の
最新情報は、

小城市ホームページで
ご確認ください。→→



小城市ホームページ



小城市の
子育て情報を
アップしてい
ます。

こども家庭センター
Instagram



<お手続き・お問い合わせ先>

小城市役所こども家庭課

(小城市こども家庭センター)

電話 (0952) 37-6107 FAX (0952) 37-6162